

浄化槽を正しく使いましょう

子どもたちに きれいな水を



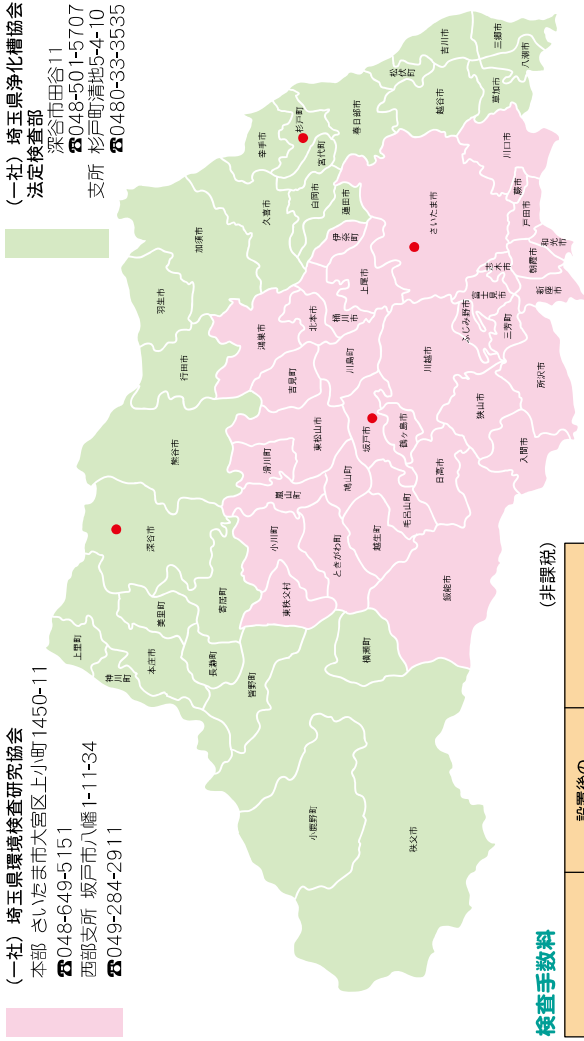
私たちは、毎日の生活の中でたくさんのお水を使用しています。その水の多くは汚水となり、川などに流れていきます。しかし、使った水を汚れたまま川に流してしまつては、美しく豊かな自然は破壊されてしまいます。大切な環境を守るため、汚水を処理して、きれいな水にする必要があります。その役目を担うのが**浄化槽**です。浄化槽にその機能を十分に発揮させるため、正しく使用し、**保守点検**と**清掃**を行い、**法定検査**を受けましょう。

指定検査機関

—— 埼玉県では、次の法人を法定検査の実施機関として指定しています。

(一社) 埼玉県環境検査研究協会
本部 さいたま市大宮区上小町 1450-11
☎048-649-5151
西部支所 坂戸市八幡 1-11-34
☎049-284-2911

(一社) 埼玉県浄化槽協会
法定検査部
深谷市田谷11
☎048-501-5707
杉戸町清地5-4-10
支所 ☎0480-33-3535



検査手数料

対象処理人員	設置後の水質に関する検査	定期水質検査
10人槽以下	13,000円	5,000円
11~20人槽	14,000円	7,000円
21~50人槽	16,000円	10,000円
51~300人槽	21,000円	13,000円
301~500人槽	23,000円	15,000円
501人槽以上	40,000円	32,000円

(非課税)

指定採水員制度とは…!

(合併処理浄化槽の10人槽以下が対象となります。)

指定検査機関から指定を受けた採水員(保守点検業者)が法定検査の補助作業を行うことができます。

①検査の案内 ②BOD検査用試料の採取
③外観検査 ④水質検査 ⑤書類検査

身体的には…

指定採水員が行った現場調査結果と放流水のBOD測定結果を基に、指定検査機関が総合判定を行い、検査結果書を発行します。ただし、5年に1回は指定検査機関の検査員が検査を行います。

合併処理浄化槽への転換に努めましょう



BODとは…!

水の中に含まれる汚れを微生物が食べて分解するときに使われる水の中の酸素の量です。川や排水などの汚れの程度を表します。

保守点検の回数

通常の使用状態において最低限必要な点検回数です。

単独処理	合併処理																																								
<table border="1"> <tr> <th>処理方式(人槽)</th> <th>全ばっ気</th> <th>分離ばっ気</th> <th>分散ばっ気</th> <th>ろ床</th> </tr> <tr> <td>20人槽以下</td> <td>3か月以上1回以上</td> <td>4か月以上1回以上</td> <td>1週に1回以上</td> <td>平面</td> </tr> <tr> <td>21~300人槽</td> <td>2か月以上1回以上</td> <td>3か月以上1回以上</td> <td>1週に1回以上</td> <td>酸化</td> </tr> <tr> <td>301人槽以上</td> <td>1か月以上1回以上</td> <td>2か月以上1回以上</td> <td>1週に1回以上</td> <td>化床</td> </tr> </table>	処理方式(人槽)	全ばっ気	分離ばっ気	分散ばっ気	ろ床	20人槽以下	3か月以上1回以上	4か月以上1回以上	1週に1回以上	平面	21~300人槽	2か月以上1回以上	3か月以上1回以上	1週に1回以上	酸化	301人槽以上	1か月以上1回以上	2か月以上1回以上	1週に1回以上	化床	<table border="1"> <tr> <th>処理方式</th> <th>規模(人槽)又は種類</th> <th>回数</th> </tr> <tr> <td>標準活性汚泥長時間ばっ気</td> <td>—</td> <td>1週に1回以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">接触ばっ気 回転式接触 散水ろ床</td> <td>①砂ろ過装置、活性炭吸着装置 または濾集槽を有する浄化槽</td> <td>1週に1回以上</td> </tr> <tr> <td>②カラム及び濾集槽が又は濾集槽 貯留槽を有する浄化槽(11に貯留槽を除く)</td> <td>2週に1回以上</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>③①及び②以外</td> <td>3か月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>分離接触ばっ気 攪拌ろ床接触ばっ気</td> <td>21~50人槽以下</td> <td>3か月に1回以上</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>20人槽以下</td> <td>4か月に1回以上</td> </tr> </table>	処理方式	規模(人槽)又は種類	回数	標準活性汚泥長時間ばっ気	—	1週に1回以上	接触ばっ気 回転式接触 散水ろ床	①砂ろ過装置、活性炭吸着装置 または濾集槽を有する浄化槽	1週に1回以上	②カラム及び濾集槽が又は濾集槽 貯留槽を有する浄化槽(11に貯留槽を除く)	2週に1回以上	—	③①及び②以外	3か月に1回以上	分離接触ばっ気 攪拌ろ床接触ばっ気	21~50人槽以下	3か月に1回以上	—	20人槽以下	4か月に1回以上
処理方式(人槽)	全ばっ気	分離ばっ気	分散ばっ気	ろ床																																					
20人槽以下	3か月以上1回以上	4か月以上1回以上	1週に1回以上	平面																																					
21~300人槽	2か月以上1回以上	3か月以上1回以上	1週に1回以上	酸化																																					
301人槽以上	1か月以上1回以上	2か月以上1回以上	1週に1回以上	化床																																					
処理方式	規模(人槽)又は種類	回数																																							
標準活性汚泥長時間ばっ気	—	1週に1回以上																																							
接触ばっ気 回転式接触 散水ろ床	①砂ろ過装置、活性炭吸着装置 または濾集槽を有する浄化槽	1週に1回以上																																							
	②カラム及び濾集槽が又は濾集槽 貯留槽を有する浄化槽(11に貯留槽を除く)	2週に1回以上																																							
—	③①及び②以外	3か月に1回以上																																							
分離接触ばっ気 攪拌ろ床接触ばっ気	21~50人槽以下	3か月に1回以上																																							
—	20人槽以下	4か月に1回以上																																							

- [浄化槽に関する相談、問い合わせは下記で受け付けています]
- 各市町村浄化槽担当課
- 埼玉県中央環境管理事務所 ☎048-822-5199
 - さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎
 - 埼玉県西部環境管理事務所 ☎049-244-1250
 - 川越市新徳町1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟4F
 - 埼玉県東松山環境管理事務所 ☎0493-23-4050
 - 東松山市六軒町5-1 東松山地方庁舎
 - 埼玉県秩父環境管理事務所 ☎0494-23-1511
 - 秩父市東町29-20 秩父地方庁舎
 - 埼玉県北部環境管理事務所 ☎048-523-2800
 - 熊谷市末広3-9-1 熊谷地方庁舎
 - 埼玉県越谷環境管理事務所 ☎048-986-2311
 - 越谷市越谷4-2-82 越谷合同庁舎
 - 埼玉県東部環境管理事務所 ☎0480-34-4011
 - 杉戸町清地5-4-10
 - 埼玉県環境部水環境課 ☎048-830-3083
 - さいたま市浦和区高砂3-15-1



